

# 平成 29 年度

## 青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日 時 平成 29 年 5 月 13 日 午前 10 時
  - 場 所 青梅市福祉センター集会室
- 

### 総 会 次 第

- 1 開会のことば
  - 2 会長あいさつ
  - 3 来賓祝辞
  - 4 議長選出
  - 5 議 事
    - 議案 (1)平成 28 年度事業報告
    - 議案 (2)平成 28 年度収支決算報告および監査報告
    - 議案 (3)平成 28 年度青梅市自治会連合会ホームページ  
運営事業会計収支決算報告および監査報告
    - 議案 (4)平成 29 年度事業計画 (案)
    - 議案 (5)平成 29 年度収支予算 (案)
    - 議案 (6)平成 29 年度青梅市自治会連合会ホームページ  
運営事業会計収支予算(案)
    - 議案 (7)平成 29 年度役員の承認について
    - 議案 (8)青梅市自治会連合会個人情報取扱方法の承認について
  - 6 新役員代表あいさつ
  - 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
  - 8 市長から退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
  - 9 退任者代表あいさつ
  - 10 閉会のことば
- 

青梅市自治会連合会

<http://www.ome-rengou.jp/>

# 青梅市民憲章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついで

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かな暮らしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

## 綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 支会別・年度別自治会加入世帯数

平成２８年度は、リオデジャネイロでのオリンピック・パラリンピックの開催や、アメリカ大統領の交代、東京都知事の交代など様々な出来事がありました。４月には熊本地震が発生し、８月には台風１０号が東北と北海道を襲いました。

青梅市においても台風９号により今井３丁目で冠水、床上床下浸水の被害が発生し、市民センターや自治会館では自主避難者の受入れや各地域の情報収集を行いました。今起こるかもしれない災害に対しては常に心構えをし、一人ひとりが準備をする必要があります。

市政では、「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図り、第６次青梅市総合長期計画が改訂されました。

平成２９年１月には「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」を締結しました。これにより連合会と市は住民がともに支え合い、人と人との絆が実感できるまちづくりを進める上でのパートナーとして、協働による取組を推進していきます。

自治会連合会では、防犯・防災面での地域市民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、平成２８年度の事業の概要を報告いたします。

### １ 自治会長研修

自治会長の資質の向上を図るため、次のとおり実施した。

#### (1) 自治会長研修「自治会の活動、地域の取組を考える」

ア 期 日 ７月３日(日)

イ 内 容

#### (ア) 基調講演「みんなの力を結集！地域の底力」

講 師 NHKプラネット制作センター制作事業部長

黒川 敬 氏

- (イ) 事例報告「地域の防災力向上の取組」  
報告者 吹上自治会 榎本 初恵 氏  
          〃          塩野 立子 氏  
          「退会防止のための高齢者負担軽減策」  
報告者 多摩団地自治会 池田 政次 氏  
ウ 参加者 自治会長 121名

## 2 役員研修視察

- (1) 期 日 10月21日(金)  
(2) 視 察 先 相模原市自治会連合会、JAXA相模原キャンパス  
(3) 参 加 者 連合会役員32名  
(4) 目 的 相模原市…連携基本協定について  
          JAXA相模原…宇宙科学研究の最先端施設について  
(5) 結果報告

相模原市自治会連合会において、相模原市と連携基本協定を締結するにあたり、1年余をかけて検討をした経緯や、市民の自治会に対する理解の一助として効果があったこと等、その状況を研修した。

また、JAXA相模原キャンパスでは小惑星探査機「はやぶさ」の展示や最先端宇宙科学について、説明員による解説を受けた。

## 3 未加入世帯の加入促進

- (1) 連合会の加入促進活動

7月20日(水)に東青梅、河辺の駅頭において青梅警察署、青梅消防署、青梅防犯協会、青梅防火防災協会と合同で自治会への加入、防犯、防火防災、交通安全の呼び掛けを実施。9月18日(月)のお～ちゃんフェスタ2016において加入促進活動を実施。また11月5日(土)6日(日)の産業観光まつりでは加入促進活動および自治会活動を紹介したパネル展示を行った。

- (2) 支会単位の加入勧誘活動

開発行為による共同住宅や戸建て住宅に対してや既存マンション等への自治会加入勧誘活動を引き続き実施し、加入促進を図った。

- (3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびチラシ・ポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の就学時健康診断実施の際に対象児童の保護者に対し「自治会

加入のちらし」を配付した。

(4)「広報おうめ」に自治会活動紹介コーナーとして各支会・自治会の活動状況などを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

#### **4 青梅市自治会連合会ホームページ**

ホームページにより自治会活動の周知を図るため、見易いホームページを運営し、連合会および各支会の活動について掲載した。バナー広告協力企業は13社。

ホームページ原稿作成研修会を10月17日(月)に実施し、自治会長等18名が参加した。

#### **5 自治会連合会すまいるカード事業の促進**

自治会加入世帯を対象とした会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は、協力企業・商店等が58社から67社に増加した。

なお、企業等の募集にあたっては、正副会長、各支会長が各地区内の協賛店を訪問し、サービスの継続依頼と新規開拓を行った。

自治会加入の目に見えるメリットとして開始した事業も3年目を迎え、平成28年4月より使用の新カードとパンフレットの更新を行った。

また、7月19日(火)に和光市自治会連合会、平成29年1月20日(水)に瑞穂町議会議員の視察受け入れを行った。

#### **6 青梅市議会の傍聴**

自治会運営に資するため9月9日(金)正副会長および支会長7名が一般質問を傍聴した。

#### **7 地域コミュニティ活性化検討会議を設置**

平成27年度の加入促進検討会議でのまとめ、研修視察を踏まえて検討を行い、連合会と市との責務等の基本的考え方を整理し明文化するものが必要であるとの認識のもと、連携基本協定を締結するとの結論を得た。(8月3日(水)～3月14日(火)の計6回実施)

#### **8 青梅市と連携基本協定を締結**

平成29年1月19日(木)に「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」を締結した。

また、協定締結を記念し、2月11日（土）に青梅市と共催により記念講演会を実施した。

テーマ 「自治会の活性化と地域力の向上」

内容 自治会を取り巻く現状や課題を踏まえ、自主的に活動する団体として、その活性化のためにできること、若い世代も取り込んだ地域力向上について

講師 法政大学法学部教授 名和田 是彦 氏

参加者 自治会長および市民 72名

## 9 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、コミュニティの醸成に努めた。

### (1) 自主防災組織等の充実

消防団および支会内諸団体と連携し、地域住民の防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

6月26日（日）に第3支会管内で行なわれた土砂災害対応訓練に第3支会が参加協力した。また、8月28日（日）に第4小学校にて実施予定であった青梅市総合防災訓練は荒天のため中止となった。

「青梅市自主防災組織連絡会」では、6月14日（火）および11月8日（火）に自主防災組織の活動や防災リーダー（防災士）の育成事業、避難行動要支援者支援制度について市防災課による説明を受けた。

また、防災に関する知識の向上のため、平成29年1月15日（日）に市と共催により講演会を開催した。

ア テーマ 「自助・近助・共助でつくる災害に強いまち」

イ 内容 地域の防災対策、災害時における「自助」、「近所」、「共助」の重要性、自主防災組織の大切さについて

ウ 講師 防災システム研究所 所長 山村 武彦 氏

エ 参加者 473名

### (2) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

### (3) 健康と体力の増進

地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業を実施し、地域住民の健康と体力の増進に努めた。

### (4) 美化活動の推進

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。

### (5) 青少年の育成等

地域の青少年対策地区委員会、P T A等の関係団体と連携し、青少年の健全育成のため、関係事業に協力した。

(6) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業を実施し、コミュニティの基礎となる住民相互の理解と親睦を深めるとともに、青梅大祭等に協賛した。

## 1 0 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。1月22日(日)には「公共施設のこれからを考えるシンポジウム～どうする どうなる どうしたい!?青梅の公共施設～」に連合会長がパネラーとして出席した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市等周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、多摩川1万人の清掃大会等への参加により、地域の美化に努めた。各地区のごみの減量と資源のリサイクル思想啓発のため、資源回収を実施した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況		
実施団体	延べ実施回数	回収量
139 団体	1,633 回	3,992 トン

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

## 1 1 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

(1) 集会施設整備 24件(24自治会)

(2) 掲示板修繕 71枚

## 1 2 公益的団体に対する協力

### (1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

### (2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

ア 赤い羽根共同募金	募金額	1, 928, 885円
イ 日本赤十字会員増強運動	実績	2, 575, 253円
ウ 緑の募金	募金額	243, 270円
エ 歳末たすけあい運動	募金額	6, 763, 628円

### (3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安心・安全に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを流し、パトロール活動を実施した。

## 1 3 近隣市町村自治会連合会との連携

7月1日の総会において、平成28年度西多摩地区自治会・町内会連合会長会の会長に選出されたことにより、青梅市において定例研修会、視察研修会を実施し、各市町村連合会との情報交換、調整を図った。

### (1) 定例研修会

ア 期 日	11月21日(月)
イ 参加者	88名
ウ テーマ	講演会「いざというときの安心・安全～自治会・町内会にできること～」
オ 講師	株式会社 危機管理教育研究所 国崎 信江 氏

### (2) 視察研修会

ア 期 日	平成29年2月7日(火)
イ 視察先	青梅市立総合病院・青梅市中央図書館
ウ 参加者	17名
エ 内 容	青梅市内施設の見学等

また、3月1日(水)には、東京都が設置した「東京都地域活動に関する検討会」第1回会合に連合会長が出席した。

平成 2 9 年 5 月 1 3 日

青梅市自治会連合会  
会 長 高 橋 正

## 議案（２）

## 平成２８年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 負担金	1,487,480	1,487,480	0	
1 負担金	1,487,480	1,487,480	0	均等割 3,000円×159自治会=477,000円 世帯割 40円×25,262世帯=1,010,480円
2 交付金	2,196,000	2,196,000	0	
1 自治会振興交付金	2,196,000	2,196,000	0	青梅市自治会振興交付金2,196,000円
3 繰越金	710,197	710,197	0	
1 繰越金	710,197	710,197	0	前年度繰越金
4 諸収入	573,323	540,019	△ 33,304	
1 預金利子	262	19	△ 243	普通預金利子
2 助成金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑収入	323,061	290,000	△ 33,061	総会祝金、すまいるカードパンフレット 広告代260,000円
合 計	4,967,000	4,933,696	△ 33,304	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引残額 (A)-(B)	説 明
1 会議費	505,000	439,846	65,154	
1 総会費	470,000	412,157	57,843	記念品代、印刷代、準備費等
2 会議費	35,000	27,689	7,311	会議等賄
2 事業費	3,000,000	2,495,945	504,055	
1 調査研究費	400,000	242,738	157,262	役員研修視察費
2 研修費	750,000	873,014	△ 123,014	自治会長視察研修費、講演会講師料
3 自治会振興費	450,000	416,053	33,947	新旧役員懇親会、役員忘年会等
4 加入特典事業費	1,000,000	697,000	303,000	すまいるカードパンフレット印刷費、の ぼり旗製作費等
5 その他の事業費	400,000	267,140	132,860	支会長防災服、防寒着、帽子等
3 負担金	40,000	40,000	0	
1 負担金	40,000	40,000	0	西多摩地区自治会・町内会連合会会長会負 担金

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
4 事務費	198,000	136,163	61,837	
1 消耗品費	75,000	41,345	33,655	事務用消耗品
2 通信運搬費	120,000	94,170	25,830	携帯電話代、郵便料
3 雑費	3,000	648	2,352	振込手数料
5 慶弔費	140,000	71,000	69,000	
1 慶弔費	140,000	71,000	69,000	自治会長傷病見舞金、弔慰金
6 交際費	330,000	355,000	△ 25,000	
1 交際費	250,000	255,000	△ 5,000	各種団体総会祝金等
2 会長等活動費	80,000	100,000	△ 20,000	会長・副会長活動費
7 予備費	754,000	0	754,000	
1 予備費	754,000	0	754,000	
合 計	4,967,000	3,537,954	1,429,046	

収入支出差引残額 1,395,742 円は翌年度へ繰越します。

平成29年5月13日

青梅市自治会連合会会長

高橋 正

同 会計

田中 益雄

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

平成29年4月7日

青梅市自治会連合会会計監事

山崎 雄一

同 監事

藤野 國基

同 監事

山崎 茂

議案（3） 平成28年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収 入 (単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	432,000	465,000	33,000	1ヶ月3,000円 13社分
3 繰 越 金	562,271	562,271	0	
4 支会負担金	132,000	132,000	0	12,000円×11支会=132,000円
5 預 金 利 子	130	8	△ 122	
6 雑 収 入	599	0	△ 599	
合 計	1,277,000	1,309,279	32,279	

支 出 (単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額 (B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 事 業 費	609,120	609,120	0	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	230,000	12,030	217,970	ホームページ原稿作成研修費
3 支 払 手 数 料	10,000	7,776	2,224	振込手数料
4 予 備 費	427,880	0	427,880	
合 計	1,277,000	628,926	648,074	

収入支出差引残額 680,353円は翌年度へ繰越します。

平成29年5月13日

青梅市自治会連合会会長

高 橋 正

同 会 計

田 中 益 雄

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

平成29年4月7日

青梅市自治会連合会会計監事

山 崎 雄 一

同 監 事

藤 野 國 基

同 監 事

山 崎 茂

## １ 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

## ２ 事業計画

- (1) 新任自治会長研修会
- (2) 自治会制度等の調査研究
- (3) 組織の強化
  - ア 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会対策に向けた事業や方策等の検討
  - イ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
  - ウ 青梅市自治会連合会ホームページの充実
  - エ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- (4) コミュニティ事業の推進
  - ア 市議会傍聴
  - イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
  - ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
  - エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
  - オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
  - カ 市民センター事業への協力
  - キ 青少年健全育成事業の推進
  - ク 地域の文化的事業の推進
  - ケ 青梅大祭等への協賛
  - コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施
- (5) 行政への協力
  - ア 各種審議会等への委員の推薦
  - イ 市周知物の配布および回覧・掲示
  - ウ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
  - エ 避難行動要支援者支援制度への協力
  - オ 青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置防止パトロールへの協力
  - カ その他住民福祉に必要な行政への協力
- (6) 公益団体への協力
  - ア 社会福祉協議会の事業への協力
  - イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
  - ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
  - エ その他公益団体が実施する事業への協力
- (7) 近隣市町村自治会連合会との連携

平成２９年５月１３日

青梅市自治会連合会  
会長 高橋 正

## 議案（５）

## 平成２９年度青梅市自治会連合会会計収支予算(案)

## 収 入

(単位 円)

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 負 担 金	1,459,320	1,487,480	△ 28,160	
1 負 担 金	1,459,320	1,487,480	△ 28,160	均等割 3,000円×158自治会=474,000円 世帯割 40円×24,633世帯=985,320円
2 交 付 金 等	2,196,000	2,196,000	0	
1 自治会振興交付金	2,196,000	2,196,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	1,395,742	710,197	685,545	
1 繰 越 金	1,395,742	710,197	685,545	前年度繰越金
4 諸 収 入	572,938	573,323	△ 385	
1 預 金 利 子	262	262	0	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	322,676	323,061	△ 385	総会祝金、パンフレット広告代
合 計	5,624,000	4,967,000	657,000	

## 支 出

(単位 円)

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会 議 費	510,000	505,000	5,000	
1 総 会 費	470,000	470,000	0	記念品、印刷代、準備費等
2 会 議 費	40,000	35,000	5,000	各種会議費
2 事 業 費	3,350,000	3,000,000	350,000	
1 調 査 研 究 費	600,000	400,000	200,000	役員研修視察費、支会長研修費(新規)
2 研 修 費	900,000	750,000	150,000	自治会長研修費、講演会講師料
3 自治会振興費	450,000	450,000	0	新旧役員懇親会等
4 加入特典事業費	1,000,000	1,000,000	0	すまいるカードパンフレット印刷費等
5 その他の事業費	400,000	400,000	0	支会長防災服、防寒着、帽子等
3 負 担 金	60,000	40,000	20,000	
1 負 担 金	60,000	40,000	20,000	西多摩地区自治会・町内会連合会会長会 負担金、多摩地域情報交換会負担金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 事 務 費	198,000	198,000	0	
1 消 耗 品 費	75,000	75,000	0	事務用消耗品等
2 通 信 運 搬 費	120,000	120,000	0	携帯電話代、郵便料
3 雑 費	3,000	3,000	0	振込手数料
5 慶 弔 費	140,000	140,000	0	
1 慶 弔 費	140,000	140,000	0	
6 交 際 費	350,000	330,000	20,000	
1 交 際 費	250,000	250,000	0	各種団体総会祝金等
2 会 長 等 活 動 費	100,000	80,000	20,000	会長・副会長活動費
7 予 備 費	1,016,000	754,000	262,000	
1 予 備 費	1,016,000	754,000	262,000	
合 計	5,624,000	4,967,000	657,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

平成29年5月13日

青梅市自治会連合会

会 長 高 橋 正

## 議案（６） 平成２９年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算(案)

収 入 (単位 円)

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	468,000	432,000	36,000	36,000円×13社=468,000円
3 繰 越 金	680,353	562,271	118,082	
4 支 会 負 担 金	121,000	132,000	△ 11,000	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	130	130	0	
6 雑 収 入	517	599	△ 82	
合 計	1,420,000	1,277,000	143,000	

支 出 (単位 円)

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 費	800,000	609,120	190,880	ホームページ保守委託料、部分修正費
2 研 修 費	230,000	230,000	0	ホームページ操作研修費
3 支 払 手 数 料	2,000	10,000	△ 8,000	振込手数料
4 予 備 費	388,000	427,880	△ 39,880	
合 計	1,420,000	1,277,000	143,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

平成２９年５月１３日

青梅市自治会連合会

会 長 高 橋 正

## 議案（7）

## 平成29年度青梅市自治会連合会役員（案）

役 職	氏 名	所属支会	所 属 自 治 会	備 考
会長	高 橋 正	第 2 支会	駒木町第 1	
副会長	宮 口 泉	第 8 支会	師岡町 3・4 丁目	
会計	高 野 公 男	第 4 支会	梅郷 6 丁目	
常任理事	山 崎 雄 一	第 1 支会	勝沼 1 丁目	
〃	今 井 健 一	第 3 支会	今寺第 4	
〃	宮 野 良 一	第 5 支会	沢井 3 丁目	
〃	宿 谷 三 男	第 6 支会	富岡 1 丁目	
〃	土 屋 喜 夫	第 7 支会	成木 3 丁目	
〃	高 木 博 康	第 9 支会	末広町 2 丁目	
〃	諏 訪 朝 子	第 10 支会	河辺北	
〃	秋 葉 久 夫	第 11 支会	今井西	
会計監事	青 木 勇 次	第 7 支会	成木 8 丁目	
〃	猪 俣 武 久	第 9 支会	新町 3 丁目東	
〃	山 崎 哲 男	第 10 支会	河辺町 6 丁目	
理事	氏 江 正 二	第 1 支会	裏宿町 2 丁目	
〃	浅 見 俊 行	第 1 支会	日向和田 1 丁目	
〃	大 谷 安 彦	第 2 支会	上長淵第 4	
〃	宇津木 順一	第 2 支会	下長淵第 4	
〃	水 谷 研 二	第 3 支会	吹上	
〃	須 田 保 宏	第 3 支会	大門第 2	
〃	中 間 義 春	第 3 支会	今寺榎	
〃	青 木 健 次	第 4 支会	梅郷 4 丁目	
〃	岡 光 雄	第 4 支会	柚木町 3 丁目	
〃	青 木 一 郎	第 5 支会	二俣尾 4 丁目	
〃	藤 野 國 基	第 5 支会	御岳本町第 1	
〃	木 村 寛	第 6 支会	小曾木 3 丁目	
〃	原 島 正	第 6 支会	黒沢 3 丁目第 2	
〃	野 村 政 志	第 7 支会	成木 1 丁目	
〃	野 崎 康 嗣	第 8 支会	師岡町 2 丁目	
〃	池 田 政 次	第 8 支会	多摩団地	
〃	赤 間 正	第 9 支会	新町 7・8・9 丁目	
〃	伊 藤 正 巳	第 10 支会	河辺町 3 丁目	
〃	木 村 秋 雄	第 11 支会	藤橋西側	
〃	西 海 三 義	第 11 支会	藤橋第 1	
〃	影 山 正 和	第 11 支会	今井 5 丁目	
顧問	井 上 一 雄	第 7 支会	成木 7 丁目	

## 議案(8)

### 青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法 (案)

#### (目的)

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

#### (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

#### (周知)

第3条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

#### (個人情報の取得)

第4条 本会は、支会、自治会等役員の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

#### (利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 役員等名簿の作成および役員等への配付
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

## 【資料 1】

## 退 任 役 員

役 職	氏 名	支 会 名	所 属 自 治 会	備 考
副 会 長	伊 藤 武 夫	第 4 支 会	梅 郷 5 丁 目	
会 計	田 中 益 雄	第 3 支 会	野 上 第 3	
常 任 理 事	岩 澤 武	第 1 支 会	森 下 町	
〃	安 藤 努	第 6 支 会	小 曾 木 1 丁 目	
〃	浅 見 定 由	第 7 支 会	成 木 1 丁 目	
〃	貫 井 和 夫	第 11 支 会	藤 橋 宮 本	
会 計 監 事	山 崎 茂	第 6 支 会	黒 沢 2 丁 目 第 2	
理 事	荒 井 康 志	第 1 支 会	大 柳 町	
〃	栗 原 秀 二	第 2 支 会	友 田 町 第 2	
〃	前 田 榮 吉	第 3 支 会	塩 船	
〃	塩 野 泰 成	第 3 支 会	今 寺 榎	
〃	野 島 壮 一	第 7 支 会	成 木 2 丁 目	
〃	川 口 邦 洋	第 7 支 会	成 木 5 丁 目	
〃	小 山 豊	第 8 支 会	東 青 梅 2 丁 目 第 2	
〃	小 池 七 栄	第 9 支 会	新 町 1 丁 目	
〃	小 花 紀 彦	第 9 支 会	新 町 2 丁 目	
〃	町 田 泰 祐	第 11 支 会	今 井 堀 之 内	

退任者合計 17 名（感謝状贈呈者）

## 退 任 自 治 会 長

第 1 支会（19名中11名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
勝沼1丁目	山崎雄一	裏宿町1丁目	並木直勝
勝沼2丁目	吉永博治	天ヶ瀬町	野末信義
住江町	雨宮信夫	大柳町	荒井康志
青梅本町	高篠秀寿	日向和田1丁目	笛木隆
仲町1丁目	長秀行	日向和田3丁目	本田正実
森下町	岩澤武		

第 2 支会（25名中16名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
駒木町第2	林敏雄	友田町第6	早瀬透
上長淵第2	土方一澄	友田町第7	玉井誠
下長淵第1	貫正義	千ヶ瀬町第1	渡辺重夫
友田町第1	崎山義彦	千ヶ瀬町第2	岩田忠久
友田町第2	栗原秀二	千ヶ瀬町第3	中里英生
友田町第3	高橋誠	千ヶ瀬町第4	平田浩二
友田町第4	松島勉	千ヶ瀬町第5	荒井輝夫
友田町第5	細谷美芳	千ヶ瀬町第6	本橋茂

第 3 支会（14名中8名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
野上第1	原島裕	大門第2	松本福次郎
野上第2	岩崎政之	大門第5	本橋和夫
野上第3	田中益雄	今寺西	小島良彦
大門第1	野崎完一	今寺榎	塩野泰成

第 4 支会（14名中全員留任）

第5支会（14名中全員留任）

第6支会（11名中6名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
富岡2丁目	渡辺 泰和	黒沢1丁目第1	高山 利一
小曾木1丁目	安藤 努	黒沢2丁目第1	藤野 利雄
小曾木2丁目	馬場 功	黒沢2丁目第2	山崎 茂

第7支会（8名中7名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
成木1丁目	浅見 定由	成木6丁目	鈴木 敏和
成木2丁目	野島 壮一	成木7丁目	小山 喜久雄
成木4丁目	代表 木崎 茂	成木8丁目	青木 修
成木5丁目	川口 邦洋		

第8支会（16名中5名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
東青梅2丁目第1	武藤 廣司	バームハイツ河辺	塩島 栄
東青梅2丁目第2	小山 豊	ハイホーム東青梅	猪 憲一
師岡町3・4丁目	宮口 泉		

第9支会（9名中6名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
新町1丁目	小池 七栄	新町5・6丁目	笹本 昭雄
新町2丁目	小花 紀彦	新町7・8・9丁目	市村 征一
新町3丁目東	村木 孝明	末広町1丁目	桜井 良樹

第10支会（13名中2名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
河辺町9丁目	諏訪 朝子	河辺グレイムントマンション	阿部 倍郎

第 1 1 支会（16 名中 8 名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
藤橋上	町田秀夫	今井柳田	宮崎守男
藤橋中	伊藤文久	今井原今井	指田英夫
藤橋宮本	貫井和夫	今井堀之内	町田泰祐
藤橋西側	篠田好則	七日市場第 1	森谷宏幸

退任者合計 6 9 名

## 青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目的)

第3条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 会長   | 1名    |
| (2) 副会長  | 1名    |
| (3) 会計   | 1名    |
| (4) 常任理事 | 10名以内 |
| (5) 理事   | 若干名   |
| (6) 会計監事 | 3名    |

2 前項第1号、第2号および第3号の役員は、支会長または支会長経験者のうち別に定める推薦委員会の推薦する者、および同項第4号の役員は支会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第1項第5号および第6号は副支会長のうちから役員会の推薦する者

を総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支会長会

(総会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 役員の仕事

(4) 事業計画および予算の議決

(5) その他必要な事項

(役員会)

第 1 1 条 役員会は役員全員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第 1 2 条 支会長会は、会長、副会長、会計および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第 1 3 条 総会、役員会および支会長会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第 1 4 条 第 4 条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第 1 5 条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会 計)

第 1 6 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終る。

(規約の改廃)

第 1 7 条 この規約を改廃しようとするときは、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第 1 8 条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

付 則

1 この規約は昭和 3 5 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
- 2 この規約は昭和44年5月16日から施行し、昭和43年12月25日から適用する。

付 則

この規約は昭和46年5月22日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

## 青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 15 条の各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

- 1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

## 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

(目 的)

第 1 条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第 2 条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000円

(2) 配偶者 10,000円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000円

(傷病見舞金)

第 3 条 自治会長が引き続き 15 日以上または入院 7 日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として 5,000円を贈呈する。

(災害見舞金)

第 4 条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により 20,000円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

(弔慰金等の額の特例)

第 4 条の 2 第 2 条から第 4 条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(関係者の適用)

第 5 条 本会と密接な関係にある者で、第 2 条から第 4 条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

(報 告)

第6条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この内規は昭和46年10月6日から施行する。
- 2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和46年10月5日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、平成5年4月1日から適用する。ただし、弔慰金については、平成4年9月10日からとする。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。



## 【資料6】

## 支会別・年度別自治会加入世帯数

	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
第1支会	3,316	3,349	3,390	3,365	3,420	3,496	3,567	3,576	3,552	3,606
第2支会	4,668	4,805	4,918	5,033	5,048	5,144	5,295	5,395	5,419	5,466
第3支会	2,573	2,676	2,746	2,856	2,973	3,035	3,103	3,152	3,212	3,348
第4支会	2,508	2,593	2,671	2,745	2,784	2,810	2,866	2,878	2,918	2,951
第5支会	1,001	1,013	1,057	1,079	1,091	1,109	1,158	1,169	1,174	1,187
第6支会	793	808	836	854	922	1,024	1,043	1,051	1,119	1,140
第7支会	578	583	590	593	599	608	611	609	614	618
第8支会	3,423	3,496	3,566	3,653	3,721	3,761	3,768	3,850	3,823	3,885
第9支会	1,603	1,696	1,719	1,753	1,794	2,140	2,185	2,255	2,278	2,338
第10支会	2,637	2,650	2,692	2,698	2,804	2,827	2,822	2,935	2,872	2,756
第11支会	1,533	1,593	1,628	1,667	1,742	1,805	1,869	1,878	1,932	1,951
小計(A)	24,633	25,262	25,813	26,296	26,898	27,759	28,287	28,748	28,913	29,246
未加入自治会(B)	1,880	1,897	1,891	1,902	1,850	1,790	1,759	1,819	1,796	1,740
合計A+B=(C)	26,513	27,159	27,704	28,198	28,748	29,549	30,046	30,567	30,709	30,986
全世帯数(D)	62,461	62,129	61,474	60,928	60,550	60,337	59,995	59,513	58,899	58,578
加入率(%) (C)÷(D)	※ 42.45%	※ 43.71%	45.07%	46.28%	47.48%	48.97%	50.08%	51.36%	52.14%	52.90%
人口	135,570	136,545	137,108	137,608	138,431	139,410	139,941	139,829	139,688	140,183

※ 特別養護老人ホーム等入所世帯を除いた世帯数で算出すると、加入率は44.63%です

## 支会別・年度別自治会数

	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
第1支会	19	19	19	19	21	22	23	23	23	24
第2支会	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
第3支会	14	14	15	15	15	15	15	15	15	16
第4支会	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
第5支会	14	14	14	14	14	14	15	15	15	15
第6支会	11	11	11	11	12	14	14	14	15	15
第7支会	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
第8支会	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
第9支会	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第10支会	12	13	13	13	13	13	13	13	13	13
第11支会	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
小計(A)	158	159	160	160	163	166	168	168	169	171
未加入自治会(B)	12	12	12	12	11	9	8	8	8	7
合計(A)+(B)	170	171	172	172	174	175	176	176	177	178

(各年度4月1日現在)

